

経審虚偽申請

営業停止処分を強化

国交省
改正案 現行基準の2～3倍に

国土交通省は建設業者が経営事項審査（経審）の虚偽申請を行った場合の処分を強化する改正基準案をまとめた。営業停止処分の期間を30日以上と現行基準の倍にするほか、経理事務で加算評価を得ていた虚偽が明らかになったケースでは3倍の45日間以上に延長する。経審制度の見直しの一環で、虚偽申請しにくい制度設計を行うことも

に、制度を悪用した業者を厳しく処分できるようにするのが狙い。4月1日以降の不正行為に適用する。経審は07年9月に開かれた中央建設業審議会（中建審、国交相の諮問機関）の総会で、完工高重視から利益重視の内容に審査基準を改正するところが決まった。新基準は08年度から適用される。これに合わせて虚偽申請

に対する処分基準の強化も打ち出されていた。新経審では社会性の評価項目（W点）で、会計監査人・会計参与の設置

に対する処分基準の強化も打ち出されていた。新経審では社会性の評価項目（W点）で、会計監査人・会計参与の設置

日までに募集する。詳細はホームページ（<http://www.mlit.go.jp>）に掲載している。

ている。計算書類の虚偽防止が目的で、第三者の目を通すことで虚偽申請がしにくくなるとして加算評価する仕組みを取り入れた。それでも虚偽申請をしたことが明らかになった場合は加重処分の対象とし、通常の虚偽申請では現行の倍となる営業停止処分期間が、3倍の45日間以上になる。

同省は処分基準の改正案に対する意見を2月10